

1. 件名：原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースにおける取組強化に係る事業者等との面談

2. 日時：令和5年7月12日（水）15：00～16：45

3. 場所：原子力規制庁9階会議室D

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

原子力規制企画課 中崎課長補佐、斎藤課長補佐、松田課長補佐、金坂係員

審査グループ

実用炉審査部門 澤田管理官補佐、河原崎係長

研究炉等審査部門 上野管理官補佐、矢野安全審査官、真田係長、

本多主任安全審査官、中澤安全審査官

核燃料施設審査部門 古作企画調査官、松本企画調査官、小澤安全管理調査官、

田中管理官補佐、日坂管理官補佐、田尻主任安全審査官、

内海安全審査官、青木安全審査専門職、横山原子力規制専門員

地震津波審査部門 二平係長

検査グループ

検査監督総括課 村上課長補佐、田邊係長、鈴木係員

実用炉監視部門 菊川管理官補佐

核燃料施設等監視部門 木村管理官補佐

専門検査部門 滝吉管理官補佐

長官官房

放射線防護グループ

放射線防護企画課 保障措置室 後藤室長補佐、山口係員

核セキュリティ部門 職員2名

原子力エネルギー協議会 事務局長 他3名

北海道電力株式会社 原子力事業統括部 原子力安全推進 Gr

泊発電所 施設防護課長、技術課長 他1名

東北電力株式会社 原子力本部原子力部（原子力防災・防護）課長 他1名

東京電力ホールディングス株式会社 原子力設備管理部

設備技術 G TL 他1名

設備計画 G 課長、TL

安全施設建設センター 副所長 2名  
プロジェクト総括 G 課長、他 1名  
原子力運営管理部  
保安管理 G GM、TL、他 3名  
燃料管理 G GM、TL  
核セキュリティ管理 G GM  
サイバーセキュリティ管理 G GM、TL  
福島第一廃炉推進カンパニープロジェクトマネ  
ジメント室情報マネジメント G 1名

中部電力株式会社 原子力本部 原子力部  
総括・品質保証グループ 部長 他 1名  
防災・核物質防護グループ 課長  
運営グループ 課長 2名  
浜岡原総 浜岡原発 総括・品質保証部 総括管理課 課長

北陸電力株式会社 原子力部  
原子力発電運営チーム 統括 他 3名  
原子力設備管理チーム 統括 他 1名  
原子力安全設計チーム 統括 他 1名  
志賀原子力発電所 発電部 燃料炉心課 課長 他 2名  
関西電力株式会社 原子力事業本部 セキュリティ管理グループ CM 他 7名  
中国電力株式会社 電源事業本部  
原子力運営 マネージャー 他 2名  
原子力設備 マネージャー 他 2名  
原子燃料管理 マネージャー 他 2名

四国電力株式会社 原子力本部 原子力部  
核物質防護・工事 G 副 L  
設備保全 GL 1名  
燃料技術 GL 1名

九州電力株式会社 原子力発電本部 原子力発電グループ 副長 他 1名  
原子燃料グループ 副長

日本原子力発電株式会社 発電管理室  
プラント管理 Gr 2名  
発電管理室 警備・防災 Gr 1名  
発電管理室 炉心・燃料サイクル Gr 1名

電源開発株式会社 原子力技術部 部長他 3名  
 日本原燃株式会社 再処理事業部  
     副事業部長(核物質管理、放射線管理)  
     核物質管理部長 兼 燃料製造事業部燃料製造建設所 部長  
     核物質管理部核物質防護課長 兼 燃料製造事業部 燃料製造建設所 核物質防護グループ 課長  
     燃料製造事業部  
     燃料製造建設所 核物質防護 GL 兼 再処理事業部 核物質管理部 核物質防護課 課長  
     燃料製造計画部 核物質管理 G  
     再処理事業部  
     副部長(設工認) 兼 燃料製造事業部燃料製造建設所許認可業務課長 核物質管理部 核物質防護課 TL  
     核物質管理部 核物質管理課長 他1名  
     核物質管理部 核物質管理課 TL  
     燃料製造計画部 核物質管理 GL  
     再処理工場 技術部 許認可業務課長 兼 再処理事業部 新基準設計部 重大事故グループ 課長  
     再処理工場 技術部 保安管理課長  
     濃縮事業部  
     ウラン濃縮工場 濃縮運転部長 他2名  
     東京支社 技術部 建設管理 GL 他2名  
 原子燃料工業株式会社 本社 品質・安全管理室長  
     熊取事業所 環境安全部 安全管理グループ長 他1名  
     東海事業所 環境安全部長 他4名  
 日本原子力研究開発機構 安全・核セキュリティ統括本部  
     統括管理部 次長  
     安全管理部 技術主席  
     核・セキュリティ管理部 次長  
 三菱原子燃料株式会社 安全・品質保証部 副部長 他2名  
     安全管理課長、核物質管理課長、安全法務課長  
 株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン  
     環境安全部 2名、保安管理部 1名  
 リサイクル燃料貯蔵株式会社  
     技術安全部長、防災安全部長、技術グループマネージャー  
 核物質管理センター 本部安全管理室 室長、東海保障措置センター 次長 他1名  
     六カ所保障措置センター 副所長  
 MHI 原子力研究開発株式会社 原子力3S統括者 他1名  
 日本核燃料開発株式会社 管理部総務グループ部長代理 他5名  
 三菱電機株式会社 RFコンポーネント製造部  
     品質管理課 1名、電子管技術課 2名  
 京都大学 複合原子力科学研究所 2名

近畿大学 原子力研究所 3名

東京工業大学 科学技術創成研究院ゼロカーボンエネルギー研究所 4名

立教大学 原子力研究所 1名

東京都市大学 1名

東京大学 原子力専攻 原子炉管理部 2名

(事業者はテレビ会議システムによる出席)

## 5. 要旨

議題(1)「原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースにおける取組強化の対応」(令和5年4月25日第7回原子力規制委員会資料)の説明

- 原子力規制庁から、事業者に対し3S影響評価書の提出が必要な申請等や、今後の原子力規制庁での3S連携に係る取組の概要を説明した。また、委員会報告において日本原燃の審査における経験がその他の事業等にも活かすことができると考えられるとしていたが、現時点では面談の成果を紹介するところまで進んでいないので、日本原燃における保安規定上の扱いを含め、次回の事業者面談の際に紹介したいことを説明した。
- 事業者から、今後も3S連携に係る面談が実施されるのか質問があり、原子力規制庁から、事業者との面談は適宜検討することとしており、時期の他、意見交換の実施形態についても、面談の他、公開会合も含め内容に応じて検討する旨回答した。

議題(2) 3S影響評価書の記載事項

資料2に基づき、原子力規制庁から3S影響評価書に記載して欲しい項目や内容のポイントを説明した。

- 申請の概要が先に示してあると、その後の評価結果で繰り返しの説明が省ける上に、要点をまとめる形で分かりやすい。
- 影響評価は具体的な要求事項等に対する項目をまず挙げて記載し、最後に他分野の許認可への影響をまとめとして記載すると分かりやすい。
- 評価について、影響の有無しか書いていない事業者もいるが、なぜ「影響有り」「影響無し」と判断をしたのかも分かるように理由も書いて欲しい。
- 核物質防護対象の追加等の有無は、物理的防護だけでなく、サイバーについても確認して欲しいので、サイバー担当者も含めて確認して欲しい。
- 保障措置への影響については、原子力安全・核セキュリティの担当者が読んでも分かるように書いて欲しい。許認可申請の段階で、今後保障措置にこういう影響が出るおそれがある、という情報があれば記載してもらいたい。

以下の質疑が行われた。

- 「原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースに係る実務」の※2にお

いて、自然現象、火災、溢水などの項目が挙げられているが、人為的事象の対策が挙げられていないのはなぜか。

- ※2は例示であり、新規制基準で強化した事項で特に影響が考えられるものを記載している。人為的事象など他の要求事項についても、関係するものは評価書に記載して欲しい。
- 「影響有り」という評価になった場合、それへの対処方法を記載し「影響無し」という評価にするのか。
  - 記載方法は問わないが、事業者がその影響に対し、どのような対処を考えているかがわかる記載として欲しい。対処の時期も記載して欲しい。また、「影響有り」という評価結果については、原子力規制庁から事業者に対し聞き取りし、庁内担当部署が連携して対応していく。
- 申請時点では細部までわからない点があるため、影響評価書には正確性は求めないということでもいいか。
  - 断言できない部分があるという意味では正確性は求めないと言えるが、コミュニケーションツールとして事前にどのような影響が考えられどう対処していくつもりなのかノータイスをかけるという目的で前広に書いて欲しい。
- 原子力規制庁から保安規定の認可申請の際にフォーマットを提示されたが、そのフォーマットには影響の有無について細かい理由を書く欄がない。
  - 提示したものはフォーマットではなく、評価項目の例示である。体裁はこだわらないので、影響の有無と理由は記載して欲しい。また、影響有無の説明の前に、申請概要が記載してあると、影響有無の判断が分かりやすくなる。評価書の作り込みが目的ではなく、相互影響の確認が目的なので、申請概要は、3Sとの関係性が分かる程度で要点が分かればよい。

### 議題（3）事業者での3S連携における気づき事項と質疑応答

資料3に基づき、事業者から事前に聴取した気づき事項のうち、良好事例を紹介し、事業者から補足の説明があった。

- GNF-Jから、3S担当者が確認する協議の場を設けたことが紹介された。協議の場をプロセスに取り入れる、手順化するという手間はあがるが、メリットが大きいので前向きに捉えてやっていきたい旨の発言があった。
- 京都大学から、核物質防護の検査官から防護区域内に持ち込まれる原子力安全上の工具等が核セキュリティに影響する可能性について指摘を受け、核物質防護でのCAP活動で取り上げるとともに、原子力安全の関係者にも情報共有したことが紹介された。
- 東京工業大学から、小規模事業者であるので、帳簿管理に常に現場の情報を反映できる体

制を構築できている旨の発言があった。

また、事業者から事前に聴取した質問に対し、原子力規制庁から回答した。

- 影響評価書は許認可手続での説明資料という位置付けなので、提出した影響評価書を修正する際は、申請した部署に連絡してほしい。そこから、庁内に共有し、担当部署から事業者問合せする。核セキュリティに関する問合せは、核セキュリティ部門から適宜電話等で確認している。
- 3S 調和に関する原子力規制庁の総括的な窓口は、原子力規制企画課の調整班窓口である。
- 3S 影響評価書の公開について、原子力規制部が受領した 3S 影響評価書は機密情報等の取扱いについて断りがなければ公開資料として扱う。3S 影響評価書は機微な情報を記載せずに説明できるものと考えており、非公開情報の記載は控えていただきたい。なお、核セキュリティ部門が受領した 3S 影響評価書は非公開として扱う。
- 原則として、申請等には例外なく影響評価書を付ける運用にしているが、明らかに不要というものもあり、電気事業法での保安規程の変更手続については、3S 影響評価書は不要という整理とする。他に、変更許可申請書記載事項の変更届出についても、代表者氏名の変更は不要と考えている。工事計画の変更については、「元の影響評価から状況は変わらない」ということであれば不要と考えるが、改めて確認が必要になることも考えられるので、まずは事業者内で影響有無を確認し、影響があるものは説明して欲しい。
- 3S 影響評価書での記載箇所は問わないが、「影響有り」とした理由、「無し」とした理由を記載して欲しい。保障措置への影響についても、申請の時点で新しい建物ができるのが明らかであれば、記載しておいてもらえれば、保障措置室でも認識できるので良いと思う。

#### 議題（４）事業者間での連携

3S 連携の運用に係り、事業者同士でどのような連携があったのかを聞き取った。

- ATENA から、各 S のワーキングで情報共有しており、3S の活動を通じて総括的な窓口が必要ではないかという議論を開始したところであること、原子力安全と核セキュリティの不具合事案の周知はなされているが体系的な取組はなされていないこと等の説明があった。これに対し、原子力規制庁から、3S についてまとめて議論する場とそれぞれで議論する場とあると良い旨を発言した。また、日本原燃に対し、設工認対応では電力支援を受けているところ、3S 連携については他社の情報収集等を行っていないのか質問し、日本原燃から、3S 連携に関しては、JAEA と更なるコミュニケーションを取っていききたい旨の発言があった。
- 原子力規制庁からの、加工事業者には ATENA のような組織がないが、同じような取組があっても良いのではないかと発言に対し、三菱原子燃料から、新金属協会に様々な分科会があり情報共有を行っているが、核セキュリティに関する情報は共有していない旨の発言があった。これに対し、原子力規制庁から、3S 連携として核セキュリティ分野においても

共有していける方法を模索することが重要であり、各社の模索を踏まえて、できるものから取り組んでいてもらいたいと伝え、三菱原子燃料から、加工 3 者で調整していきたい旨の発言があった。

#### 議題（５）その他

原子力規制庁から、3S 連携の取組について、1 年以内に委員会に進捗を報告することとしており、今後必要に応じて事業者との公開会合も検討することを伝えた。

#### 6. 配付資料

資料 1 「原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースにおける取組強化の対応状況」（令和 5 年 4 月 25 日第 7 回原子力規制委員会資料）

資料 2 - 1 セーフティ影響評価例（実用炉）

2 - 2 セーフティ影響評価例（研究炉等）

2 - 3 核セキュリティ・保障措置影響評価項目例（再処理等）

2 - 4 保障措置影響評価項目例及び視点

資料 3 事業者気づき・質問事項

以上